

資金決済法及び政令等についての要望

一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム

この度は、意見提出の機会をいただきありがとうございます。以下のように要望をまとめましたので、ご査収の程よろしくお願い申し上げます。

- ① ログの保存期間について明確な規定がないため、民法の商取引の消滅時効期間を準拠した5年として明示いただきたい。
- ② 内閣府令41条2項に基づき日刊新聞紙への公告が義務付けられている件に関して、新聞公告については、ゲーム利用者層と新聞購読者層が被らないため有効性に疑義があるため、3項で規定している方法で利用者に情報を提供することを認めて欲しい。
- ③ 内閣府令第41条の各項に該当する払戻しに関する報告について、内容が重複する報告があるためそのような事項は同一様式として纏め報告頻度を低減いただきたい。
 1. 払戻し手続等に係る報告及び廃止の届出
 2. 払戻し公告に関する届出
 3. 前払式支払手段の発行の廃止に関する報告
 4. 払戻し完了報告
- ④ 返金の実績や事業者の倒産の確率等から未使用残高の半額の供託金は、過度な負担になっていると考えられるので、実態にあわせて未使用残高の割合を変更して欲しい。
- ⑤ 現行法の適用除外金額（1000万以下）が、発行事業者の前払式支払手段の未利用残高の合計となっているため、現在ほとんど未利用残高がない前払式支払手段であっても発行事業者の手続きが必要である上に、消費者にとっても便益がないという状況になっているため、前払式支払手段毎に適用除外金額（1000万以下）を適用するように変更を求める。
- ⑥ 法運用において、法令で求められている水準を超えた過度な要求がなされることが散見しているため現行法に沿った運用をお願いしたい。